

静岡県立大学附属図書館不用図書取扱い内規

(平成6年1月20日図書館委員会決定)

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡県立大学附属図書館が管理する図書の有効な利用を図るとともに、書庫管理の適正化のため、不用図書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不用図書の決定基準)

第2条 附属図書館の管理する図書は、次の基準により不用図書とすることができる。

- (1) 汚破損がはげしく修繕が不可能なもの及び修繕をすることが不適当なもの。
- (2) 図書の内容が逐次又は改版等により改訂され、利用価値を失い、かつ保存の必要がないもの。
- (3) 年月の経過により利用価値を失い、かつ保存の必要がないもの。
- (4) 使用頻度の少ない同一図書のうち、保存良好な1冊を除いたもの。
- (5) その他図書館長が認めるもの。

(不用図書の決定)

第3条 不用図書は、図書館長が決定し、図書館委員会に報告するものとする。

(不用決定の事務手続)

第4条 不用決定の事務手続は、静岡県財産規則により行う。

(不用図書の特別処分)

第5条 不用の決定をした図書のうち廃棄する図書は、溶解することを条件として古紙扱いとする。ただし、次に該当する場合は焼却する。

- (1) 社会通念上売却することができないもの。
- (2) 売却することにより個人又は団体の秘密がもれるおそれのあるもの。
- (3) 図書館長が特に指示するもの。

附 則

この内規は、平成6年2月1日から施行する。